

会議結果のお知らせ

附属機関等の名称	第156回栃木県都市計画審議会
会議の公開について	公開
平成23年4月26日	
(概要)	
1 日 時	平成23年4月26日(火) 13時30分から16時15分まで
2 場 所	栃木県公館 大会議室
3 出 席 者	会長ほか委員18名
4 議題及び議事	第1号議案から第5号議案 適切である旨答申 第6号議案から第21号議案 原案どおり答申 第22号議案及び第23号議案 都市計画上支障ない旨答申
問い合わせ先	栃木県県土整備部都市計画課地域計画担当 (栃木県都市計画審議会事務局) 電 話028-623-2468 F A X 028-623-2595

1 付議案件の概要

議案 番号	都市計画 区域名 (市町名)	議 案	議 案 の 概 要	結 果 (公開・非 公開の別)
1	日光 (日光市)	日光都市計画区域、 今市都市計画区域及 び藤原都市計画区域 の変更について	日光都市計画区域、今市都市計画区域及 び藤原都市計画区域を統合し、日光都市計 画区域に名称を改める。	適切である 旨答申(公開)
2	那須塩原 (那須塩原市)	黒磯都市計画区域、 塩原都市計画区域及 び西那須野都市計画 区域の変更について	黒磯都市計画区域、塩原都市計画区域及 び西那須野都市計画区域を統合し、那須塩 原都市計画区域に名称を改める。	適切である 旨答申(公開)
3	さくら (さくら市)	氏家都市計画区域及 び喜連川都市計画区 域の変更について	氏家都市計画区域及び喜連川都市計画区 域を統合し、さくら都市計画区域に名称を 改める。	適切である 旨答申(公開)
4	那須烏山 (那須烏山市)	烏山都市計画区域及 び南那須都市計画区 域の変更について	烏山都市計画区域及び南那須都市計画区 域を統合し、那須烏山都市計画区域に名称 を改める。	適切である 旨答申(公開)
5	那珂川 (那珂川町)	馬頭都市計画区域の 変更について	馬頭都市計画区域を那珂川都市計画区域 に名称を改める。	適切である 旨答申(公開)
6	日光 (日光市)	日光都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	日光都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、日光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
7	那須塩原 (那須塩原市)	那須塩原都市計画 都市計画区域の整 備、開発及び保全の 方針の決定について	那須塩原都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、那須塩原 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
8	さくら (さくら市)	さくら都市計画 都 市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の決定について	さくら都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、さくら都 市計画 都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
9	那須烏山 (那須烏山市)	那須烏山都市計画 都市計画区域の整 備、開発及び保全の 方針の決定について	那須烏山都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、那須烏山 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
10	那珂川 (那珂川町)	那珂川都市計画 都 市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の決定について	那珂川都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、那珂川都 市計画 都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針を決定する。	原案どおり 答申(公開)

議案 番号	都市計画 区域名 (市町名)	議 案	議 案 の 概 要	結 果 (公開・非 公開の別)
1 1	上河内 (宇都宮市)	上河内都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	上河内都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、上河内都市 計画 都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 2	栗野 (鹿沼市)	栗野都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	栗野都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、栗野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 3	大田原 (大田原市)	大田原都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	大田原都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、大田原都市 計画 都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 4	矢板 (矢板市)	矢板都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	矢板都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、矢板都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 5	西方 (西方町)	西方都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	西方都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、西方都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 6	益子 (益子町)	益子都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	益子都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、益子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 7	茂木 (茂木町)	茂木都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	茂木都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、茂木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 8	市貝 (市貝町)	市貝都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	市貝都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、市貝都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
1 9	塩谷 (塩谷町)	塩谷都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	塩谷都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、塩谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)
2 0	那須 (那須町)	那須都市計画 都市 計画区域の整備、開 発及び保全の方針の 決定について	那須都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根 幹的な都市計画の方針として、那須都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針を決定する。	原案どおり 答申(公開)

議案 番号	都市計画 区域名 (市町名)	議 案	議 案 の 概 要	結 果 (公開・非 公開の別)
2 1	塩谷 (塩谷町)	日光都市計画、今市都市計画、藤原都市計画及び塩谷都市計画下水道の変更について	塩谷町における生活環境の改善及び公共用水域の水質保全の早期実現を図るため、排水区域を再検討した結果、鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）の排水区域のうち塩谷都市計画塩谷町公共下水道を廃止する。	原案どおり 答申(公開)
2 2	宇都宮 (宇都宮市)	宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	宇都宮都市計画区域内に民間事業者が設置しようとする産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、都市計画上支障がないか審議する。 産業廃棄物処理施設 (A=6, 460. 42㎡)	都市計画 上支障ない 旨答申 (公開)
2 3	塩谷 (塩谷町)	塩谷都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	塩谷都市計画区域内に民間事業者が設置しようとする産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、都市計画上支障がないか審議する。 産業廃棄物処理施設 (A=1, 618. 39㎡)	都市計画 上支障ない 旨答申 (公開)

2 報告案件の概要

報告 番号	都市計画 区域名 (市町名)	報 告 案 件	報 告 案 件 の 概 要	
1	—	市町村都市計画決定案件について	平成23年1月27日から平成23年3月14日までに市町村が都市計画決定した案件について報告する。	